

同行援護従業者等の資格要件について

鹿児島県における同行援護従業者等の資格要件は下記のとおりですので、同行援護従業者養成研修の実施の際には、ご注意ください。

1 国が定める同行援護従業者の資格要件(次の①～③のいずれかに該当する者)

- ① 同行援護従業者養成研修一般課程(相当すると知事が認めた研修を含む)の修了者
(令和3年3月31日において盲ろう者向け通訳・介助員であった者については、令和9年3月31日までは①の要件を満たしているものとみなす(経過措置))
- ② 居宅介護従業者の要件を満たす者で、視覚障害を有する身体障害者等の福祉に関する事業(直接処遇)に1年以上従事した経験を有する者
- ③ 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を修了した者等

2 国が定める同行援護サービス提供責任者の資格要件

(次の①かつ③, ②かつ③, ④または⑤のいずれかに該当する常勤の従業者)

- ① 介護福祉士, 実務者研修修了者, 介護職員基礎研修修了者あるいは居宅介護従業者養成研修1級課程修了者
- ② 居宅介護職員初任者研修の課程を修了した者であって3年以上介護等の業務に従事した者
- ③ 同行援護従業者養成研修応用課程(相当すると知事が認めた研修を含む)修了者
- ④ 同行援護従業者養成研修一般課程修了者で3年以上視覚障害者の介護等の業務に従事した者かつ同行援護従業者養成研修応用課程(令和7年4月1日以降に実施されたもの)修了者
- ⑤ 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を修了した者等

3 同行援護従業者養成研修一般課程に相当すると鹿児島県知事が認める研修

- (1) 鹿児島県ガイドヘルパー養成研修実施要綱に基づき指定研修事業者が実施した鹿児島県ガイドヘルパー養成研修(視覚障害者研修課程)
- (2) 「ガイドヘルパー養成研修実施要綱(平成9年5月23日付障第90号)」に基づき都道府県, 指定都市又は中核市が実施したガイドヘルパー養成研修(視覚障害者研修課程)

4 同行援護従業者養成研修応用課程に相当すると鹿児島県知事が認める研修

- (1) 社会福祉法人日本盲人会連合会が実施した視覚障害者移動支援事業資質向上研修